

## 第1章 職業的困難度の高い障害者

表1は、全国の障害者職業センターのカウンセラーへのヒアリングから得られた、職業的困難度の高い障害者の一覧である。このうち、“職業的困難にかかわらず障害の定義に含まれていない”、“職業的困難にもかかわらず認定されている障害等級が軽い”、“制度、環境の未整備が職業的な困難に影響している可能性がある”といった要因があるものについては○（ないし△）印を付してある。この結果を整理してみよう。

### 1.1 障害者の定義に含まれている者の中でも職業的困難度の高い者

“障害者の定義に含まれている者の中でも職業的困難度の高い者”としてあげられたのは、次のような障害である。

- \*脳性まひ（29件：回答者51人中の件数）
- \*車いす使用者（10）
- \*視覚障害（9）
- \*上肢障害（2）
- \*人工透析・腎臓（27）
- \*（心臓、人工肛門などその他の内部障害）
- \*身体障害と精神薄弱との重複（盲精薄、聾精薄、脳性まひや上肢障害・てんかん等との重複）（10）
- \*精神障害（26）
- \*精神薄弱（14：軽度4、重度3、自閉・情緒障害・精神障害などとの重複3、自立性なく家族などの支援のない者3、その他1）
- \*てんかん（7）
- \*（軽度多重身体障害…脳損傷、脳性まひ、ヤケドなど）
- \*（片まひ…脳損傷や脳性まひなどから起こる左右の半身まひ）

## 1.2 障害等級に比べて職業的困難度の高い者

“障害等級に比べて職業的困難度の高い者”（1・1の内数）としてあげられたのは次の様な障害である。

- \* 脳性まひ（中・軽度等級の者）
- \* 精神薄弱と他の障害との重複（精神薄弱と身体障害・精神障害・てんかん・自閉や情緒障害との重複など）
- \* 軽度精神薄弱
- \* （軽度多重身体障害…脳損傷、脳性まひ、ヤケドなど）
- \* （片まひ…脳損傷や脳性まひなどから起こる左右の半身まひ）

## 1.3 現行法の障害者の定義に含まれず、かつ、職業的困難度の高い者

“現行法の障害者の定義に含まれず、かつ、職業的困難度の高い者”としてあげられたのは次のような障害である。

- \* 脳損傷（脳血管障害や頭部外傷など）（25）
- \* 精神病周辺領域の社会適応障害（精神分裂病、そううつ病と明示されていない精神病周辺領域者8、神経症7、若年性ウツないし分裂症状、ヒステリー）（17）
- \* 行動・情緒障害等による社会適応障害（56）  
（自閉症15、不登校・登校拒否7、学習障害6、対人不適応3、場面緘黙3、微細脳損傷3、過敏性大腸炎1、その他の情緒障害4、問題性格10、アルコール中毒、シンナー中毒、異性問題の激しい子、盗癖）
- \* 知的ボーダー層（15）
- \* （軽度多重身体障害…脳損傷、脳性まひ、ヤケドなど）
- \* 現行法外の一般的内部障害（肝臓、重度ぜんそくなど、現行法の内部障害に含まれない疾病）
- \* 難病（筋ジストロフィー4、膠原病・リュウマチ4、骨形成不全2、強皮症、進行性側索硬化症、シャルコマリー、レクリングハウゼン等）
- \* 社会的ハンディキャップ（小人症、外貌奇形、先天性白皮症、ヤケド等）

表1 職業的困難度の高い障害者

障 害 名	回答件数	障害の定義に含まれない	障害等級が軽い	制度・環境が未整備
脳性まひ	29		○	
脳損傷	25	○	△	
精神障害	26			
精神病周辺領域の社会適応障害	27	○		
・精神病周辺領域者	(8)	○		
・神経症	(7)	○		
・若年性うつないし分裂病状	(1)	○		
・ヒステリー	(1)	○		
行動情緒障害等による社会適応障害	46	○		
・自閉	(15)	○		
・不登校・登校拒否	(7)	○		
・学習障害	(6)	○		
・対人不適応	(3)	○		
・場面緘黙	(3)	○		
・微細脳損傷	(3)	○		
・その他の情緒障害	(4)	○		
・問題性格その他	(10)	○		
・アルコール・シンナー中毒他	(5)	○		
知的ボーダー層 (IQ75程度～90)	15	○		
精神薄弱	14		○	
・軽度	(4)		○	
・重度	(3)		○	
・自閉・情緒障害・精神障害等との重複	(3)		○	
・自立性なく家族の支援のないもの	(3)			
・その他	(1)			
精神薄弱と身体障害との重複障害者 (盲精薄、ろう精薄、脳性まひ、てんかん、上肢障害との重複等)	10		○	
てんかん	7			○
車いす使用者 (頸椎損傷(車いす+上肢障害)、腰椎損傷、脊髄損傷など)	10			○
視覚障害	9			
上肢障害 (片まひは脳損傷・脳性まひに分類した)	2			
聴覚・聾啞(離転職の激しい者)	3			
人工透析・腎臓	27			○
心臓、人工肛門などその他の内部障害	19			○
現行法による内部障害以外の病弱者 重度せんそく、肝臓、難病(筋ジストロフィー、膠原病・リュウマチ、骨形成不全、強皮症、進行性側索硬化症、シャルコマリー、レクリングハウゼン)	18	○		
社会的ハンディキャップ	6	○		
・小人症	(2)	○		
・外貌奇形	(1)	○		
・先天性白皮症	(1)	○		
・やけど跡	(2)	○	○	

資料出所：地域障害者職業センターカウンセラー

(51人)への電話照会結果(1993年3～5月)。

注1 ○と△がある場合は○のケースの方がより多く問題点として指摘されたもの。無印は、表頭の問題はないが、就職困難なもの。

注2 地域障害者職業センターへのヒアリング事項は以下のとおり。

(1) 職業上の困難度の高い障害者(就職が困難、定着が困難など)はどのような障害者か?また、身体障害者等級表などのランクに比べ職業上の困難か?はるかに大きい障害者(障害等級は、中・軽度であるが職業的には重度障害に匹敵する困難に直面するなど)があれば、これもあわせてお教え願いたい。

(2) 現行の障害者の定義には含まれていないが、職業上の困難度の高い障害者があるかどうか。いるとしたらどのような障害者か。

(3) 内部障害者(=内科系の障害者)について気づいていることがあればお教え願いたい。(困難な問題その他)。

注3 「精神病周辺領域の社会適応障害」とは、診断書名が精神分裂病・躁鬱病と明示されていない何らかの精神障害をさす。